

新たなる歯科界の役割

花 岡 洋 一

本原稿を書いている時点（7月27日）で、岩手県で起きた中学2年生のいじめを苦にした自殺が大きく報道されている。いじめの問題がメディアで頻繁にとりあげられるようになったきっかけは、平成23年、滋賀県大津市で、やはり中2の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件といえるだろう。両者の特筆すべき共通点は、当初学校側はいじめの存在を否定していたにも関わらず、最終的にはいじめの存在を認めたという点である。いじめは近年に始まった事ではない。著者自身が幼稚園の頃から存在していたし、多くの方々もそう認識しているに違いない。ある見識者は、いじめを未然に防ぐことが肝心だという。確かにいじめをなくす事こそ、この問題の根本的解決策には違いない。しかし、一方で「いじめは決してなくなることはない」と断言する人もいる。ではどうすればいいのだろうか？

学校が当初いじめの存在を否定していた根拠として「生徒同士のコミュニケーションの1つだと認識していた」「生徒間のからかいだと思っていた」「被害者がそれほど苦痛を受けているようには見えなかった」等が報道されている。要は被害生徒の心の中を見ることができていなかったということに尽きるだろう。いじめは加害者側から捉える問題ではなく、被害者側から見なければ決して今回のような事件を避けることはできない。すなわち現時点では、いじめを無くすことや未然に防ぐことより、いかにいじめを受けている人間を救済するかが喫緊の課題だと著者は考えている。

では歯科界はいじめ問題とは無縁なのだろうか？決してそうではない。いじめを受けている人間を救うには、早い段階でいじめの存在に気付けるかどうかにかかっている。そして歯科医は、ある意味、親よりもそれに気付ける目を持っているとって過言ではない。口腔領域に外傷を負った子どもが来院したとする。適切な診断と治療方針をたて、それを実施することは極めて当然の行為である。しかし、もう一步踏み込み、その外傷の原因がなんであったかを推測し得る歯科医師が今社会から強く求められている。

著者は平成14年から子ども虐待の根絶に向けて、歯科界から何ができるのかをテーマに研究を続けさせて頂いている。きっかけは、平成14年に日本医師会が発刊した「児童虐待の早期発見と防止マニュアルー医師のためにー」である。この中に子ども虐待の発見の窓口となった診療科名の割合がグラフで示されていた。一番多いのは小児科であり、精神科、脳外科、整形外科と続いていく。しかし最後まで口腔外科あるいは歯科という科目名を見ることはできなかった。では、歯科は子ども虐待発見の窓口とはなり得ないのだろうか？そんな筈はない、それが著者をこの研究に突き動かす原動力となった。

先ほどの話に戻るが、歯を破折して来院した子どもを診て、適切な処置で治癒を促す

のは当然のことである。しかし、歯を折った背景をないがしろにしてしまっただけでは足りない。付き添った保護者が「転んで歯を折ってしまって」と連れてきた子どもの頬にスラップマークがあったとしたら「あれ、この子ひっぱたかれてる。本当に転んだのかな?」と疑問を持てるかどうか、あるいは、臼歯部の脱臼を主訴として連れてこられた子どもの前歯部に、レントゲン所見で破折線を認めたとしたら「あれ?この子前にも前歯を破折している。今度は脱臼?変だな?」と疑問を持てる歯科医師であるかどうかは今社会から問われているのだ。

いじめによる外傷も同様である。本人、あるいは保護者が階段から落ちたと主張したとしても、その外傷を診て、本当に階段から落ちた傷なのか否かを見極める目を歯科医師は持っている。そして階段から落ちたのではないのなら、何故虚偽の申告をするのか、あるいはしなければならなかったのか?を考えられる歯科医師であって欲しい。そしてそのためには、スラップマークや扼痕、索状痕等を見過ごすことのないよう、手前味噌ではあるが、ある程度の法歯(医)学の知識がやはり肝要であると言わざるを得ない。

一方メディアにも問題はあつた。このところ著者が気になるのは、虐待、体罰、いじめの問題がやたらに一括りとして報道されていることだ。これらの報道を受けて、平成25年には法務省さえもいじめと体罰を人権侵犯事件という一括りで調査しまとめている。しかし実際には、いじめ、体罰、虐待は全くの別物だ。

子ども虐待は、「18歳に満たないものに対し何人たりとも身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を加えてはならない」と児童虐待防止法に定められたものであるし、体罰も学校教育法の第11条に定められたれっきとした法律用語である。これらに対し、いじめに関する法的規定は一切存在していなかった。ここに着眼し、さらに報道の追い風も受けて、安倍政権の目玉として登場させたのが、平成25年に公布されたいじめ防止対策推進法である。しかし、残念ながらこの法律が十分に効を奏していなかったことは、今回の岩手における事件報道でも明らかとなった。今回の事件を機に、この法律の改正が取りざたされている。しかし、著者に言わせれば、急ぐべきは法律の改正ではなく、欧米ではすでに周知されている「マルトリートメント」という概念の日本における普及であろうと考えている。ではマルトリートメントとは何か?またいずれ紙面を改めて書かせて頂ければ幸甚である。

(奥羽大学歯学部生体構造学講座法歯学)